

大分県報

平成三十年
第二九九九号
七月十日

(火曜日)

目次

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請(二件).....	一
青少年に有害な興行の指定.....	二
クリーニング師の研修等の指定.....	二
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の廃止.....	三
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定.....	三
土地改良区の役員の就退任.....	三
大分県民の森における公の施設の指定管理者の公募.....	四
大分県立別府コンベンションセンターの指定管理者の公募.....	五
大分県長者原園地の指定管理者の公募.....	七
大分港大在コンテナターミナルの指定管理者の公募.....	八
別府港機械管理駐車場等の指定管理者の公募.....	一〇
大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び武道スポーツセンターの指定管理者の公募.....	一一
落札者等の公示.....	一三
雑報	一三
平成三十年度行政書士試験の実施について.....	一三

告示

大分県告示第四百三十九号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
 平成三十年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年六月二十六日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 中津文化協会

三 代表者の氏名

里 見 隆 彦

四 主たる事務所の所在地

中津市豊田町十四番地三十八 中津文化会館内

五 定款に記載された目的

この法人は、中津市内の芸術文化団体による自主的な活動を支援すると共に、芸術文化団体の地域や分野を越えた幅広い連携促進、地域社会における市民・行政・企業とのパートナーシップを深めることにより、市民の心豊かで創造的な生活の実現及び中津市の芸術文化の振興とネットワーク作りに寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 公告の方法の変更

大分県告示第四百四十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
 平成三十年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年六月二十七日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 リラクセーション桜

三 代表者の氏名

吉 岡 尚 美

四 主たる事務所の所在地

大分県報(告示)

平成三十年七月十日

大分市豊町一丁目三番四号
 五 定款に記載された目的

この法人は、心身の不調に不安や興味がある方に対して、リラクゼーションの調査や分析、啓発、健康維持、増進に関する事業を行い、より健康的な地域づくりや雇用促進に関する環境づくりに寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

- 会員に関する事項の変更
- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更
- 公告の方法の変更

大分県告示第四百四十一号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成三十年七月十日

大分県知事 廣瀬 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平三〇・ 六・二六	映画	くノ一 淫技大股がため	新東宝映画	著しく青少年 の性的感情を刺 激し、その健全 な育成を害する おそれがある。
〃	〃	巨乳だらけ 渚の乳喧嘩	オーピー映画	
〃	〃	特務課の星 蜜乳コスプレ大作戦!!	オーピー映画	
〃	〃	弱腰OL 控えめな腰使い	オーピー映画	

大分県告示第四百四十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定により、次のとおりクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を指定した。

平成三十年七月十日

- 一 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 第一型の研修の期日及び場所
大分県知事 廣瀬 貞

期日	場	所
----	---	---

平三〇・一一・一一
 別府市青山町五番七三号
 別府豊泉荘

三 第二型の研修及び講習の受付期間及びレポート提出締切期日

1 研修の受付期間及びレポート提出締切期日

研修の受付開始年月日

平三〇・一〇・一

受付締切期日

平三〇・一〇・二〇

レポート提出締切期日

平三〇・一二・一五

2 講習の受付期間及びレポート提出締切期日

講習の受付開始年月日

平三〇・一〇・一

受付締切期日

平三〇・一〇・二〇

レポート提出締切期日

平三〇・一二・一五

四 第一型の研修の科目及び時間数

- 1 衛生法規及び公衆衛生 一時間
- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間
- 3 洗濯物の処理 一時間
- 4 繊維及び繊維製品 一時間

五 第二型の研修及び講習の科目及びレポート課題

- 1 衛生法規及び公衆衛生
- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- 3 洗濯物の処理
- 4 繊維及び繊維製品

六 受講料

- 第一型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む。） 八千円
- 第一型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を除く。） 五千円
- 第二型研修 五千円
- 第二型講習 四千五百円

大分県告示第四百四十三号

土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（平成三十年大分県告示第四百四十四号）は、廃止する。

平成三十年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第四百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 形質変更時要届出区域
別府市大字内竈字上別府千二百二十六番三の一部並びに字片上千二百五十六番七の一部、千二百五十六番十四の一部及び千二百五十六番十五の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第九号に該当する区域
別府市大字内竈字上別府千二百二十六番三の一部並びに字片上千二百五十六番七の一部、千二百五十六番十四の一部及び千二百五十六番十五の一部

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、野津土地改良区（白杵市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	川上作美	白杵市野津町大字山頭二三六〇番地の二
〃	羽田野房徳	豊後大野市朝地町朝地一六六五番地
〃	竹尾武士	白杵市野津町大字前河内一九八〇番地
〃	姫嶋忠男	〃 野津町大字吉田二〇四三番地
〃	原田光昭	〃 野津町大字西畑九〇九二番地
〃	首藤明司	〃 野津町大字西畑二九三一番地
〃	吉良員征	〃 野津町大字東谷四七九六番地
〃	植田孝伸	〃 野津町大字原二二二〇番地の二
〃	芦刈崇行	〃 野津町大字宮原三九七四番地
〃	後藤晃良	〃 野津町大字都原一二五五番地
〃	柳井徳雄	〃 野津町大字亀甲二〇五〇番地
〃	帆足光正	〃 野津町大字八里合六八五番地の一
〃	後藤忠信	〃 野津町大字千塚一六七九番地
〃	川野文博	〃 野津町大字西寒田二六二八番地
〃	廣田泰臣	〃 野津町大字落谷七一一番地
〃	吉良田順市	豊後大野市三重町西畑七八〇番地
〃	佐藤勇夫	〃 三重町宮野二〇五五番地
監事	姫嶋俊英	白杵市野津町大字吉田三六一七番地の一

平成三十年七月十日

大分県報（告示・公告）

役名	氏名	住所	(就任役員)
〃	佐藤 憲正	〃 野津町大字藤小野二〇六七番地の一	
〃	土谷 政直	豊後大野市三重町井迫八八八番地二	
理事	矢野 晃	白杵市大字中尾八四番地	
〃	衛藤 好夫	豊後大野市大野町大原二二三三番地	
〃	竹尾 武士	白杵市野津町大字前河内一九八〇番地	
〃	姫嶋 俊英	〃 野津町大字吉田三六一七番地の一	
〃	原田 光昭	〃 野津町大字西畑九〇九二番地	
〃	首藤 明司	〃 野津町大字西畑二九三一番地	
〃	吉良 員征	〃 野津町大字東谷四七九六番地	
〃	植田 孝伸	〃 野津町大字原二二二〇番地の二	
〃	芦刈 耕正	〃 野津町大字宮原四一九七番地の二	
〃	野中 輝美	〃 野津町大字都原九六七番地	
〃	柳井 徳雄	〃 野津町大字亀甲二〇五〇番地	
〃	藤北 義幸	〃 野津町大字福良木六四六番地	
〃	後藤 忠信	〃 野津町大字千塚一六七九番地	
〃	長野 弘	〃 野津町大字藤小野二〇五二の二番地	
〃	関屋 榮次	〃 野津町大字落谷二〇八七番地	
〃	吉良田 順市	豊後大野市三重町西畑七八八〇番地	
〃	佐藤 勇夫	〃 三重町宮野二〇五五番地	
監事	芦刈 崇行	白杵市野津町大字宮原三九七四番地	
〃	得能 秀治	〃 野津町大字山頭三六六番地	
〃	土谷 政直	豊後大野市三重町井迫八八八番地二	

理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

平成三十年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称
大分県民の森における公の施設（大分県青少年の森、大分県平成森林公園及び大分県神角寺展望の丘）（以下「県民の森施設」という。）

2 所在地
大分市大字廻栖野ほか

3 主な施設の規模及び構造

(一) 展示館（鉄骨平屋建） 四八〇・三六平方メートル

(二) サイクリングセンター管理棟（木造平屋建） 一六五・六二平方メートル

(三) キャンプ場管理棟（木造平屋建） 二二二・〇八平方メートル

(四) 施設内林道等 四四、五七三メートル

※ その他施設の規模及び構造に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

4 事業内容

(一) 森林及び林業に関する青少年の学習活動の指導に関する業務

(二) 自然観察、オリエンテーリングその他の青少年の野外活動の指導に関する業務

(三) 森林レクリエーションに関する業務

(四) 県民の森施設の提供に関する業務

(五) 県民の森施設の建物、設備等の維持管理及び修繕に関する業務

(六) 県民の森施設の利用の受付及び案内に関する業務

(七) 県民の森施設の利用の許可に関する業務

(八) 県民の森施設の利用の促進に関する業務

(九) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

二 申請者の資格

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。

3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県民の森における公の施設（大分県青少年の森、大分県平成森林公園及び大分県神角寺展望の丘）の管理を行わせる指定管

4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

- (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
- (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。

- (一) 暴力団関係者
- (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者
- (三) 暴力団関係者を使用した者
- (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者
- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。
- 7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

- 8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。
- 三 申請を受け付ける期間等
- 1 申請を受け付ける期間
平成三十年八月二十三日（木）から同年九月十日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
 - 2 申請の方法
申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

- 3 申請書の提出先及び問い合わせ先
六の1の(二)に記載する所管室とする。
- 四 選定の方法及び基準
- 1 選定の方法
県職員一人及び学識経験者四人の委員で構成する大分県民の森施設指定管理候補者

選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

- 2 選定の基準
選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は六の1の募集要項を参照すること。
- (一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

- 五 指定管理者に管理を行わせる期間
平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの五年間（予定）
 - 六 募集要項等
- 1 募集要項
大分県民の森施設の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

- (一) 配布期間
平成三十年七月十日（火）から同年九月七日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。
- (二) 配布場所
大分県農林水産部森との共生推進室
〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七一一五〇六一三八七三

- 2 大分県ホームページによる情報提供
大分県民の森施設の指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）について
大分県ホームページのアドレスは、次のとおり。
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/kenminomor.html>
- 大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県立別府コンベンションセンター

の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。
平成三十年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県立別府コンベンションセンター

2 所在地

別府市山の手町十二番地の一

3 施設の規模及び構造

建物構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地下一階（一部三階）、地上三階（一部四階）

敷地面積 三二、三〇〇・一八平方メートル

建築面積 一一、八三〇・七四平方メートル

延床面積 三二、四五三・一七平方メートル

※ 次の区分により別府市と区分所有している。

単位：平方メートル

区 分	専有面積	共有面積のうち持分面積	計
別府市	八、一九一・六〇	四六五・四八	八、六五七・〇八
大分県	二二、五五〇・五六	一、二四五・五三	二三、七九六・〇九

地下駐車場面積 三、五〇九・一五平方メートル

4 事業内容

(一) 大分県立別府コンベンションセンター（以下「センター」という。）の施設及び設備を提供すること。

(二) センターで行われる催物に関する情報を収集し、及び提供すること。

(三) 前二号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

二 申請者の資格

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。

3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。
4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

(一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。

(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。

(一) 暴力団関係者

(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者

(三) 暴力団関係者を使用した者

(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、別府市税、法人税及び消費税等を滞納していない法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間

平成三十年九月三日（月）から同月十日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問い合わせ先

六の1の(二)に記載する所管課とする。

四 選定の方法及び基準

1 選定の方法

県職員一人及び外部委員四人で構成する大分県立別府コンベンションセンター指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は六の1の募集要項を参照すること。

- (一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

センターの指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

- (一) 配布期間 平成三十年七月十日（火）から同年八月三十一日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県企画振興部観光・地域局観光・地域振興課

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話〇九七（五〇六）二一一二

2 大分県ホームページによる情報提供

センターの指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての県ホームページのアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/10820/b-con-koubou.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県長者原園地（以下「長者原園地」という。）の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

平成三十年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大分県長者原園地	玖珠郡九重町大字田野二五五番地の七

2 施設の規模及び構造

名 称	規 模 及 び 構 造
大分県長者原園地	敷地面積 二二六、四三九㎡ 園地 一一、二六三㎡、植生復元施設三、七一〇㎡、 駐車場 一一、四六六㎡ 等

3 事業内容

- (一) 長者原園地の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (二) 長者原園地の案内に関する業務
- (三) 長者原園地の利用の促進に関する業務
- (四) 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

二 申請者の資格

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- 1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない法人等であること。
- 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、

任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。

(一) 暴力団関係者

(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者

(三) 暴力団関係者を使用した者

(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間

平成三十年九月三日（月）から同月十日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問い合わせ先

六の1の(二)に記載する所管室とする。

四 選定の方法及び基準

1 選定の方法

県職員一人及び学識経験者四人の委員で構成する大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

と。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの二年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

長者原園地の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間 平成三十年七月十日（火）から同年八月三十日（木）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県生活環境部自然保護推進室

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七一五〇六一三〇二二

2 大分県ホームページによる情報提供

キャンプ場等の指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13070/camp-top.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県港湾施設（大分港大在コンテナターミナル）の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

平成三十年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県港湾施設（大分港大在コンテナターミナル）（以下「大分港大在コンテナター

「ミナル」という。)

2 所在地
大分市大字大在六番地

3 施設の規模及び内容

(一) 施設規模 総面積 二十二ヘクタール
(二) 施設内容 くん蒸庫、マリンハウス、ガントリークレーン二基、警備員詰所、トラックスケール、冷凍コンセント、照明設備、受変電所、保安設備

4 事業内容

(一) 港湾施設の維持管理及び修繕に関する業務
(二) 港湾施設の使用の許可（工作物の設置を伴うものを除く。）に関する業務
(三) 港湾施設の利用の促進に関する業務
(四) 申請受付等補助事務、使用料徴収の業務

二 申請者の資格

申請しようとする者は、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。

3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。

4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

(一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

5 その代表者等（法人にあつては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。

(一) 暴力団関係者
(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者
(三) 暴力団関係者を使用した者
(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百一

十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間
平成三十年八月二十四日（金）から同年九月十日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。

申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問い合わせ先
六の1の(二)に記載する所管課とする。

四 選定方法及び基準

1 選定の方法

県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する大分港大在コンテナターミナル指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

大分港大在コンテナターミナルの指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

平成三十年七月十日（火）から同年九月十日（月）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県土木建築部港湾課

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六一四六一四

2 大分県ホームページによる情報提供

大分港大在コンテナターミナルの指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての「大分県ホームページアドレスは、次のとおり。」

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17300/koubo-oozai.html>

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県港湾施設（別府港機械管理駐車場、県営三号上屋及び石垣地区緑地）の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

平成三十年七月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県港湾施設（別府港機械管理駐車場、県営三号上屋及び石垣地区緑地）（以下「別府港機械管理駐車場等」という。）

2 所在地

別府市新港町、船小路町及び汐見町

3 施設の規模及び構造

(一) 別府港機械管理駐車場 構造 アスファルト舗装、フェンス囲い

面積 第一駐車場 六、〇八一平方メートル（一八八台）

第二駐車場 五、八〇三平方メートル（二一四台）

第三駐車場 二、九二二平方メートル（八二台）

(二) 県営三号上屋 構造 RC造二階建、延床面積 四、〇〇七平方メートル

(三) 石垣地区緑地 面積 一二、一二二平方メートル

4 事業内容

(一) 港湾施設の維持管理及び修繕に関する業務

(二) 港湾施設の使用の許可（工作物の設置を伴うものを除く。）に関する業務

(三) 港湾施設の利用の促進に関する業務

(四) 申請受付等補助事務、駐車場利用料金の設定及び徴収、県営三号上屋の使用料の徴収等の業務

(5) 県営三号上屋について、施設の設置目的の範囲内で指定管理者が自らの企画により自主的に実施する業務

二 申請者の資格

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない法人等であること。

3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。

4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

(一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。

(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。

(一) 暴力団関係者

(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者

(三) 暴力団関係者を使用した者

(四) 暴力団関係者と密接な交際等をしている者

- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。
- 7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
- 8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。
- 三 申請を受け付ける期間等
 - 1 申請を受け付ける期間
平成三十年八月二十四日（金）から同年九月十日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
 - 2 申請の方法
申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。
 - 3 申請書の提出先及び問い合わせ先
六の1の(二)に記載する所管課とする。
- 四 選定の方法及び基準
 - 1 選定の方法
県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する別府港機械管理駐車場・県営三号上屋・石垣地区緑地指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。
 - 2 選定の基準
選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は六の1の募集要項を参照すること。
 - (一) 県民の平等な利用が確保されとともに、サービスの向上が図られるものであること。
 - (二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
 - (四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が

<p>別に定める基準</p> <p>五 指定管理者に管理を行わせる期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの五年間（予定）</p> <p>六 募集要項等</p> <p>1 募集要項</p> <p>別府港機械管理駐車場等の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。</p> <p>(一) 配布期間 平成三十年七月十日（火）から同年九月十日（月）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。</p> <p>(二) 配布場所 大分県土木建築部港湾課 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七―五〇六―四六一四</p> <p>2 大分県ホームページによる情報提供 別府港機械管理駐車場等の指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての 大分県ホームページアドレスは、次のとおり。 http://www.pref.oita.jp/soshiki/17300/koubo-beppukou.html</p>	<p>大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び武道スポーツセンター（以下「大分スポーツ公園等」という。）の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。</p> <p>平成三十年七月十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>名 称</p> <p>大分スポーツ公園 高尾山自然公園</p>	<p>所 在 地</p> <p>大分市大字横尾一三五二番地ほか 大分市大字横尾四二二五番地ほか</p>

平成三十年七月十日

大分県報（公告）

大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）

大分市大字横尾一三五一番地

2 施設の規模及び構造

- (一) 敷地面積 約二五三ヘクタール
- (二) 主要な施設

(1) 総合競技場

- ア 面 積 建築面積 五一、八三〇平方メートル
延床面積 九二、八八二平方メートル
- イ 構 造 鉄骨一部鉄筋コンクリート 地上三階 地下二階
- ウ 収容人数 三三、〇〇〇人（可動席設置時）
- エ 特 徴 第一種陸上競技場
FIFA基準適合サッカー場

(2) サッカー・ラグビー場

(3) 野球場

(4) テニスコート

(5) 多目的運動広場

(6) 大芝生広場

(7) 駐車場

(8) 武道スポーツセンター

- ア 面 積 建築面積 一四、三九二平方メートル
延床面積 一六、〇七一平方メートル
- イ 構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造、木造） 地上三階 地下一階
- ウ 収容人数 四、〇〇〇人程度（可動席等設置時）

3 事業内容

- (一) 大分スポーツ公園等の維持管理及び修繕に関する業務
- (二) 大分スポーツ公園等の利用の受付及び案内に関する業務
- (三) 有料公園施設及び武道スポーツセンターの利用の許可に関する業務
- (四) 大分スポーツ公園等の利用の促進に関する業務
- (五) 地域、NPO等との連携に関する業務
- (六) ネーミングライツパートナーシップ事業に関する業務
- (七) 広域防災拠点に関する業務
- (八) その他、大分スポーツ公園等の管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する

二 申請者の資格

事務を除く業務

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- 1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。
- 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。
 - (一) 暴力団関係者
 - (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者
 - (三) 暴力団関係者を使用した者
 - (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者
- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。
- 7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
- 8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

- 1 申請を受け付ける期間
平成三十年八月二十八日（火）から同年九月十日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

<p>2 申請の方法 申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。</p> <p>3 申請書の提出先及び問い合わせ先 六の1の(二)に記載する所管課とする。</p> <p>四 選定の方法及び基準</p> <p>1 選定の方法 県職員二人及び学識経験者三人の委員で構成する大分スポーツ公園・高尾山自然公園及び武道スポーツセンター指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。</p> <p>2 選定の基準 選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。</p> <p>(一) 県民の平等な利用が確保されとともに、サービスの向上が図られるものであること。</p> <p>(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。</p> <p>(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準</p> <p>五 指定管理者に管理を行わせる期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの五年間（予定）</p> <p>六 募集要項等</p> <p>1 募集要項 大分スポーツ公園等の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。</p> <p>(一) 配布期間 平成三十年七月十日（火）から同年八月二十七日（月）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。</p> <p>(二) 配布場所 大分県土木建築部公園・生活排水課</p>	<p>〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七―五〇六―四六六四</p> <p>2 大分県ホームページによる情報提供 大分スポーツ公園等の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての「大分県ホームページ」アドレスは、次のとおり。 http://www.pref.oita.jp/soshiki/18800/otasporkouenkoubo30.html</p> <p>次のとおり落札者等について公示する。 平成三十年七月十日</p> <p>大分県立病院長 井 上 敏 郎</p> <p>一 落札に係る役務の名称及び数量 建築物清掃等業務 一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県立病院事務局会計管理課 大分市大字豊饒四百七十六番地</p> <p>三 落札者を決定した日 平成三十年六月八日</p> <p>四 落札者の氏名及び住所 株式会社武翔総合管理 代表取締役 坂 口 正 樹 東京都練馬区豊玉北四丁目十一番七号</p> <p>五 落札金額 八百四十二万四千円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 一般競争入札の公告をした日 平成三十年四月二十七日</p> <p>○ 雑 報</p> <p>一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力から、平成三十年度行政書士試験の実施について、次のとおり登載依頼があった。 平成三十年七月十日</p>
---	---

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により大分県知事から委任された平成三十年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成三十年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

一 試験日時

平成三十年十一月十一日（日）午後一時から午後四時まで

二 試験場所

大分大学 挟間キャンパス

由布市挾間町医大ヶ丘一―一

三 試験の科目及び方法

1 試験の科目

試験 科目 内容 等

行政書士の業務に関し必要な法令等
（出題数 四十六題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成三十年四月一日現在施行されている法令に関して出題する。

行政書士の業務に関連する一般知識等
（出題数 十四題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

2 試験の方法

(一) 試験は、筆記試験によって行う。

(二) 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。
なお、記述式は、四十字程度で記述するものを出題する。

四 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

1 受験願書及び試験案内の窓口での配布

(一) 配布期間

平成三十年七月三十日（月）から同年八月三十一日（金）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(一) 配布時間
午前九時から午後五時まで

(二) 配布場所

一般財団法人行政書士試験研究センター、大分県情報センター、東部振興局、別府土木事務所、臼杵土木事務所、南部振興局、豊肥振興局、豊後大野土木事務所、西部振興局、玖珠土木事務所、北部振興局、豊後高田土木事務所及び中津土木事務所並びに大分県行政書士会

2 受験願書及び試験案内の郵送での配布

(一) 配布期間

平成三十年七月三十日（月）から同年八月二十四日（金）まで

なお、受験願書及び試験案内の郵送での配布の請求は、七月九日（月）から八月二十四日（金）（必着）まで受け付ける。

(二) 請求方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角型二号（A四判の用紙が折らずに入る大きさ））に、郵便切手百四十円分を貼付し、郵送すること。

(三) 請求先

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（〒二五二―〇二九九 日本郵便株式会社相模原郵便局留）

五 受験手続

1 郵送による受験申込み

(一) 受付期間

平成三十年七月三十日（月）から同年八月三十一日（金）まで

(二) 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。ただし、八月三十一日の消印があるものまで受け付ける。）

(三) 提出書類

受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(四) 受験手数料の払込み

受験手数料の払込方法は、試験案内により確認すること。
インターネットによる受験申込み

(一) 受付期間

平成三十年七月三十日(月)午前九時から同年八月二十八日(火)午後五時まで
インターネットによる受験申込みは、八月二十八日(火)午後五時で終了し、午後
五時までに入力を完了しないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなる
ので注意すること。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは二十四時間利用可能。入力方
法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ
にアクセスし確認すること。

(ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>)

最終日(八月二十八日(火))は、大変混雑し、インターネットが繋がりにくくな
ることが予想されるので、余裕を持って早めに申し込みすること。

(二) 受験手数料の払込み

ア 受験手数料の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)に
よる決済又はコンビニエンスストアでの払込みに限る。

イ 利用できるクレジットカードは次のとおり

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

ウ 利用できるコンビニエンスストアは次のとおり

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイ

コーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキ

デイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

3 受験手数料

七千円

払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかつた
場合等を除き、返還しない。

六 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等で受験に際して特例措置(車椅子の使用、補聴器の使
用、拡大鏡の持込み等)を希望するものには、希望する措置を行うことがあるので、受験
申込み(「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」)に先立っ
て一般財団法人行政書士試験研究センターまで相談すること。

特例措置の申請方法等手続の詳細については、試験案内により確認すること。

七 合格発表の日時及び方法

1 合格発表の日時

平成三十一年一月三十日(水)午前九時

2 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示
(掲示)する。

公示後、受験者全員に合否通知書を郵送するとともに、一般財団法人行政書士試験研
究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載する。

八 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

東京都千代田区一番町二十五番地 全国町村議員会館三階 電話(〇三) 三二六三一
七七〇〇

大分県総務部市町村振興課行政班

大分市大手町三丁目一番一号 電話(〇九七) 五〇六一二四〇八